

独立行政法人日本学術振興会平成21年度  
先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務  
に関する報告書に付する文部科学大臣の  
意見



独立行政法人日本学術振興会法（平成14年12月13日法律第159号）  
附則第2条の7第2項の規定に基づき、平成21年度先端研究助成業務及び研  
究者海外派遣業務に関する報告書に付する文部科学大臣の意見は次のとおりで  
ある。

平成22年11月

文 部 科 学 大 臣

## 平成21年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書に付する文部科学大臣の意見

平成21年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

### I 先端研究助成業務

- ① 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）においては、文部科学省が策定した「先端研究助成基金補助金交付要綱」に基づき、先端研究助成基金を造成して助成事業を実施していること。
- ② 助成金の交付にあたっては、総合科学技術会議が決定した運用方針に基づいて文部科学省が策定した「最先端研究開発支援プログラムに係る先端研究助成基金の運用方針」に則り、多年度にわたる柔軟な予算執行を可能とする「先端研究助成基金助成金取扱要領」を適切に制定していること。
- ③ 助成事業については、総合科学技術会議が最先端研究開発支援プログラムの研究課題等を決定した後、文部科学省からの通知を受け、迅速に交付内定を行ったことにより、速やかな研究開始が可能となったこと。
- ④ 先端研究助成基金の管理については、特別な勘定を設けることで区分経理を行い、「基金管理委員会」を設置するなど基金の適切な管理・運用体制を構築していること。

### II 研究者海外派遣業務

- ① 振興会においては、文部科学省が策定した「研究者海外派遣基金補助金交付要綱」に基づき、研究者海外派遣基金を造成して派遣事業を実施していること。
- ② 助成金の交付にあたっては、研究者海外派遣基金助成金の「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」及び「優秀若手研究者海外派遣事業」に係る取扱要領等関係規程を適切に制定していること。
- ③ 助成の配分については、関係資料のホームページへの掲載などにより広く公募を行うとともに、外部の有識者を含めた審査会において、公募要領等で定めた審査方針に基づき、厳正な審査により決定していること。
- ④ 研究者海外派遣基金の管理については、特別な勘定を設けることで区分経理を行い、「基金管理委員会」を設置するなど基金の適切な管理・運用体制を構築していること。